

令和 2 年度名古屋市教育委員会第39号議案

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 組織の変更

「名古屋市博物館の魅力向上に係る基本構想」を踏まえ、博物館の魅力向上に向けた基本計画の策定等を進めるため、総務課に主査（博物館の魅力向上）を設置します。

(2) 早出遅出勤務

職員の早出遅出勤務（原則の勤務時間から30分又は60分の幅で早出勤務又は遅出勤務が可能）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、令和 2 年 3 月から特例的に実施していましたが、令和 3 年 4 月から恒常的に実施することとなりました。

原則勤務の職員（平日の午前 8 時45分から勤務する職員）の場合、勤務時間の割振り等は人事委員会が定めることとされていますので、これらの職員の早出遅出勤務制度は、人事委員会規則によって規定されます。

一方、原則外勤務の職員（業務の性質上原則によることができない職員）の場合、勤務時間の割振り等の特例は、任命権者が定めることとされているため、これらの職員の早出遅出勤務制度について勤務時間の特例に関する規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「主査(1)」を「主査(2)」に改め、同条第 2 項総務課庶務係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

第 3 条第 2 項総務課主査（施設）の項の次に次のように加える。

主査（博物館の魅力向上）

(1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則

（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市博物館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 博物館（分館を除く。）に次の課、係及び主査を置く。 総務課 庶務係 主査(2) 学芸課 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(9) (略) <u>(10) 博物館の魅力向上の推進に関すること。</u> <u>(11)～(12) (略)</u> 主査（施設） (略) <u>主査（博物館の魅力向上）</u> <u>(1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。</u> 学芸課 (略) 3 (略) (勤務時間の特例等)	(組織) 第3条 博物館（分館を除く。）に次の課、係及び主査を置く。 総務課 庶務係 主査(1) 学芸課 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 (1)～(9) (略) <u>(10)～(11) (略)</u> 主査（施設） (略) 学芸課 (略) 3 (略) (勤務時間の特例等)

第 6 条 （略）

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

3 ～ 5 （略）

第 6 条 （略）

2 ～ 4 （略）